

学位制度について

【意義】

大学の学部又は大学院教育修了相当の知識・能力の証明として、大学が授与するもの。

【概要】

- 学士（学校教育法第68条の2、学位規則第2条）
大学が当該大学の学部の卒業生に対し授与。
 - 修士（学校教育法第68条第2、学位規則第3条）
大学が当該大学院の修士課程の修了生に対し授与。
 - 博士（学校教育法第68条の2、学位規則第4条）
大学が当該大学院の博士課程の修了生に対し授与。
なお、博士課程については、課程を修了しない場合であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、その大学院の博士課程の修了生と同等以上の学力があるとされれば、論文博士を取ることが可能（第2項）。
 - 専門職学位（学校教育法第68条の2）
大学が当該専門職大学院の専門職学位課程の修了生に対し授与。
- ※ なお、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとされているところ（学位規則第10条）。
（例：「修士（法学）」等）

【条文】

■学校教育法

- 第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。
- 3 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。
- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
 - 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士
- 4 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

■学位規則

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位の授与は、大学が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第三条 法第六十八条の二第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第四条 法第六十八条の二第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第六十八条の二第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（専攻分野の名称）

第十条 大学及び大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

単位互換等について

【概要】

- 単位互換（第28条第1項）
- 留学（第28条第2項）
- 外国からの通信教育による学修に係る単位認定（第28条第2項）
- 大学以外の教育施設等における学修（第29条第1項）
（ex. 短期大学の専攻科、一定の専門学校、TOEICに係る学修等）
- 入学前の既修得単位等の認定（第30条第1項）

↓

これらを合わせて60単位を超えないものとされている。

ただし、編入学、転学等の場合は60単位の制限はなく、編入学、転学先の大学が、編入学、転学前の大学における履修に見合う単位数を認定する。

【条文（大学設置基準）】

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項及び第二項並びに前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。